

第9回

芽室町農業委員会総会議事録

令和3年3月29日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和3年3月29日(月) 14時00分～14時46分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地
利用集積計画決定の件
日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による
農用地買入協議要請の件
日程第9 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
-

●出席委員

1番 島部 亨	2番 敬松 穰治	3番 小寺 典子	4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴	6番 早苗 裕典	7番 森田 文秀	8番 横溝 勲
9番 平林 浩哉	10番 谷口 栄治	11番 鈴木 進	12番 後藤 和則
13番 西川 幹生	14番 相澤 研二	15番 浅井 隆久	16番 森本 敏彦
17番 浅野 博文			

●欠席委員 なし

●委員会に参加した者

事務局長 佐藤 三舟 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 村上 大助

●議事録署名委員

16番 森本 敏彦 17番 浅野 博文

(13時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に 16番 森本委員 17番 浅野委員 を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。番号1番から番号4番について、事務局より説明願います。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件 次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番から番号4番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題とします。浅井あっせん委員長より、あっせんの結果について、報告をお願いします。

○15番（浅井委員） 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。

あっせん委員会を3月22日に開催いたしました。あっせん委員に、島部委員、道下委員、後藤委員、相澤委員、そして私、浅井。事務局から佐藤局長、村上係長が出席しています。午前9時から役場2階会議室において事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けた後、現地調査を行い、午後1時30分から役場2階会議室において、あっせん委員会を開催いたしました。それでは結果を報告いたします。

番号2番につきましては、売買の申し出により買い手の調整を行い、受け手の資金調達等の事情により調整がつかなかったことから、あっせんを打ち切りあっせん不成立といたしました。番号1番と3番から5番については、あっせんが成立いたしました。以上、報告いたします。

○議長（島部会長） ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番についてご意見ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番及び番号3番については、出し手・受け手が同一人により続けて事務局より説明をお願いします。

【番号2番・番号3番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番及び番号3番について、ご意見ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号2番及び番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番及び番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より説明をお願いします。

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号4番について、ご意見ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号4番について原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より説明をお願いします。

【番号5番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号5番について、ご意見ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号5番について原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号6番について、事務局より説明をお願いします。

【番号6番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号6番について、ご意見ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号6番について原案のとおり決定いたします。

以上で議案第1号を終わります。

●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 坂下委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（坂下委員） 経営主である譲受人が60歳を迎える前に贈与するというものです。親子間の贈与であり、問題ない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 早苗委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（早苗委員） 祖父から孫への贈与であります。孫である譲受人は、経営の中心として営農に従事しており、問題ない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 早苗委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（早苗委員） 親から子への贈与であります。子の夫が10年以上賃借し耕作していた土地であり、周辺に与える影響はないため、問題ない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 平林委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（平林委員） 譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。譲受人の後継者も本件売買に同意し、農地拡大に意欲的であり、問題ない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号4番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号5番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 相澤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（相澤委員） 貸人と借人は親戚関係にあり、貸人に後継者がいないため賃貸することとなったものです。借人は帯広市の方ですが、長年本町で耕作しており近隣の方も理解されており、問題ない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

次に、番号6番及び番号7番については、受け手が同一人により続けて事務局より議案の説明をお願いします。

【番号6番・番号7番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 坂下委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（坂下委員） 番号6番は倉庫の賃貸借を行っていた縁もあり、農地についても賃貸借することとなったものです。番号7番は、貸人と借人は親戚関係にあります。どちらも、周辺の実情も得られているところであり、特に問題ない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号6番及び番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号6番及び番号7番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第2号を終わります。

●日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号62番から整理番号65番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【番号62番から番号65番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号62番から整理番号65番について、これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。整理番号62番から整理番号65番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号62番から整理番号65番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で 議案第3号を終わります。

●日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を要請するも

のとする。

【番号1 番号朗読】

番号1 番につきましては、先の報告第2号で報告のありました、あっせん不成立となった案件であります。

○議長（島部会長） 次に、浅井あっせん委員長より、説明をお願いします。

○15番（浅井委員） ただいま事務局より説明がありました件ですが、3月22日にあっせん委員会で買い手の調整を行いました。報告第3号のとおりあっせんを打ち切り、あっせん不成立で終わっています。あっせん委員で協議した結果、これらの件については受け手が資金調達等の理由により速やかに買い入れる事が出来ないため、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と判断した案件でございます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1 番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第4号を終わります。

●日程第9 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは 番号1 番 について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1 番号朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、転用計画地の地区担当委員であります西川委員から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番(西川委員) 農業機械の大型化により手狭となったことから、新たに農機具倉庫を建設するための用途変更であります。所有地内で転用面積も適正であり、特に支障のない案件であります。

○議長(島部会長) これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号2番 について事務局より議案の説明をお願いします。

【番号2番朗読】

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、転用計画地の地区担当委員であります坂下委員から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番(坂下委員) 既存住宅には親が住んでおり、申請者は、農場から離れた借家から通勤により耕作を行っています。既存宅地にスペースはなく、申請地に住宅を建て、効率的な営農を行っていきたいということであり、特に支障のない案件であります。

○議長(島部会長) これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定いたします。

番号1番及び番号2番につきましては、芽室町農業振興地域整備計画変更に関する異議のない旨、芽室町に回答することといたします。

以上で、議案第5号を終わります。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

(14時46分 閉会)